

令和3年10月13日  
理事会決定

## 「学校法人東京音楽大学ガバナンス・コード」適合状況に係る点検・確認に関する方針

令和3年10月13日に策定された「学校法人東京音楽大学ガバナンス・コード」(以下「ガバナンス・コード」という。)の適合状況については、毎年度末までに、当該年度におけるガバナンス・コードに関連する取組み等の実施状況について、適合しているか否かの点検・確認を行なうとともに、その結果及び対応方針について公表する。なお、ガバナンス・コードの点検・確認に関する具体的方針は以下のとおりとする。

### 1.開始年度

令和3(2021)年度よりガバナンス・コードの適合状況に係る点検・確認を開始する。なお、点検・確認については、毎年度末までに当該年度の実施状況等に関し行うものとする。

### 2.適合状況調査報告書

事務局において、毎年度12月末日までに「適合状況調査報告書」を作成する。この適合状況調査については、(1)適合していると判断する根拠、(2)適合していない状況の説明及び今後に向けた改善の対応方針等を明確にし、毎年度の点検・確認を通じて着実に改善を推進する。

### 3.点検・確認

適合状況調査報告書に関する点検・確認は、常勤理事会が定める「ガバナンス・コード点検委員会(以下「点検委員会」という)」が実施するものとする。なお、点検・確認結果は、監事によるチェックを受けるものとする。

### 4.評議員会・理事会報告

事務局は、点検委員会及び監事による点検・確認結果を踏まえ、「適合状況調査報告書」を評議員会及び理事会に報告する。

### 5.適合状況調査報告書の公表

事務局は、「適合状況調査報告書」を毎年度末までにホームページに公表する。